

第20号議案 「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」について

第21号議案 「学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」について

1 改正の背景

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和元年法律第72号）」の改正により、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が告示された。

それに伴い、教育職員が業務を行う時間（在校等時間）から所定の勤務時間を除いた時間（以下「時間外在校等時間」という。）の上限等を定める必要が生じたことから、本条例改正を行うものである。

2 条例改正の概要

幼稚園教育職員および学校教育職員について、業務の量の適切な管理等を図るための措置について、規則で定める旨を規定する。

【幼稚園教育職員 第20条】

【学校教育職員 第19条】

3 施行期日

令和2年4月1日

【参考：規則改正（予定）の概要】

業務量の適切な管理を行うため、以下の規定を定めるものとする。

- (1) 幼稚園教育職員および学校教育職員の時間外在校等時間の上限等を定める。
 - ・ 1か月について45時間以下、1年について360時間以下

- (2) 幼児、児童・生徒に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合における、時間外在校等時間の上限等を定める。
 - ・ 1か月について100時間未満
 - ・ 2～6か月平均で80時間以下
 - ・ 1年について720時間以下
 - ・ 1か月45時間を超えて業務を行う場合は6か月まで

- (3) 本規則に規定するもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める旨を定める。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

新	旧
<p><u>(業務量の適切な管理等)</u></p> <p><u>第20条 職員の健康および福祉の確保を図ることにより幼稚園教育の水準の維持向上に資するため、職員が正規の勤務時間およびそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他職員の健康および福祉の確保を図るための措置については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条に規定する指針に基づき、人事委員会の承認を得て、規則で定めるところにより行うものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。</u></p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(委任)</p> <p><u>第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。</u></p>

学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

新	旧
<p><u>(業務量の適切な管理等)</u></p> <p><u>第19条 職員の健康および福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、職員が正規の勤務時間およびそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他職員の健康および福祉の確保を図るための措置については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条に規定する指針に基づき、人事委員会の承認を得て、規則で定めるところにより行うものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第20条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(委任)</p> <p><u>第19条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。</p>